

## 制度の目的



市内で事業を営む者の競争力強化及びコスト低減による経営基盤強化を促進し、事業活動の持続化及び地域経済の活性化を図るため、経済と環境の好循環を目指すグリーントランスフォーメーション（GX）経営に取り組むために設備投資を行う中小企業者等及び個人事業主に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。

＼10月31日（木）までとしていた申請期間を延長しました！／

## 受付期間

令和6年 **9月2日（月）～11月29日（金）**

※受付期間内であっても予算額に達した場合は受付を締め切ります。

※令和7年2月28日（金）までに支払いを含む事業完了が必要です。

## 補助対象者

### 市内に事業所を有する中小企業者等又は個人事業主

※本事業における中小企業者は、中小企業基本法における定義によります。

※学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等を含みます。

※次のいずれかに該当する事業を営む者を除きます。

- 日本標準産業分類に定める農業、林業及び漁業に該当する事業
- 法人税法第2条第5号に規定する公共法人
- 政治団体又は宗教上の組織もしくは団体
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する営業に係る事業
- 本事業の目的に照らし、その他市長が適当でないと認める事業

## 補助率・上限額

補助率 **1/3** 補助上限額 **30万円**（千円未満切捨て）  
（1年度1回限り）

## 対象設備・経費

### 市内の店舗、工場、事務所等に事業のために設置するもので、 下記設備の導入に係る経費（施工を含む）

- 業務用空調設備
- 照明設備
- 給湯設備
- 業務用冷凍冷蔵庫（ショーケースを含む）
- 変圧器
- ボイラー設備
- 交流電動機（圧縮機・送風機・ポンプ）
- ガスコージェネレーションシステム
- 太陽光発電設備
- 蓄電池（太陽光発電設備と一体的に使用するものに限る）
- 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車

※対象設備には国が定める一定の基準を満たす等の要件があります。

詳しくは市ホームページをご確認ください。

※対象経費については裏面にも記載がございますのでご確認ください。

## 注意事項

■申請には要件がありますので、市ホームページを確認してください。

■申請書等は、市ホームページからダウンロードしてください。

■補助対象経費（税抜き）の合計額が10万円を超えないときは、補助の対象外となります。

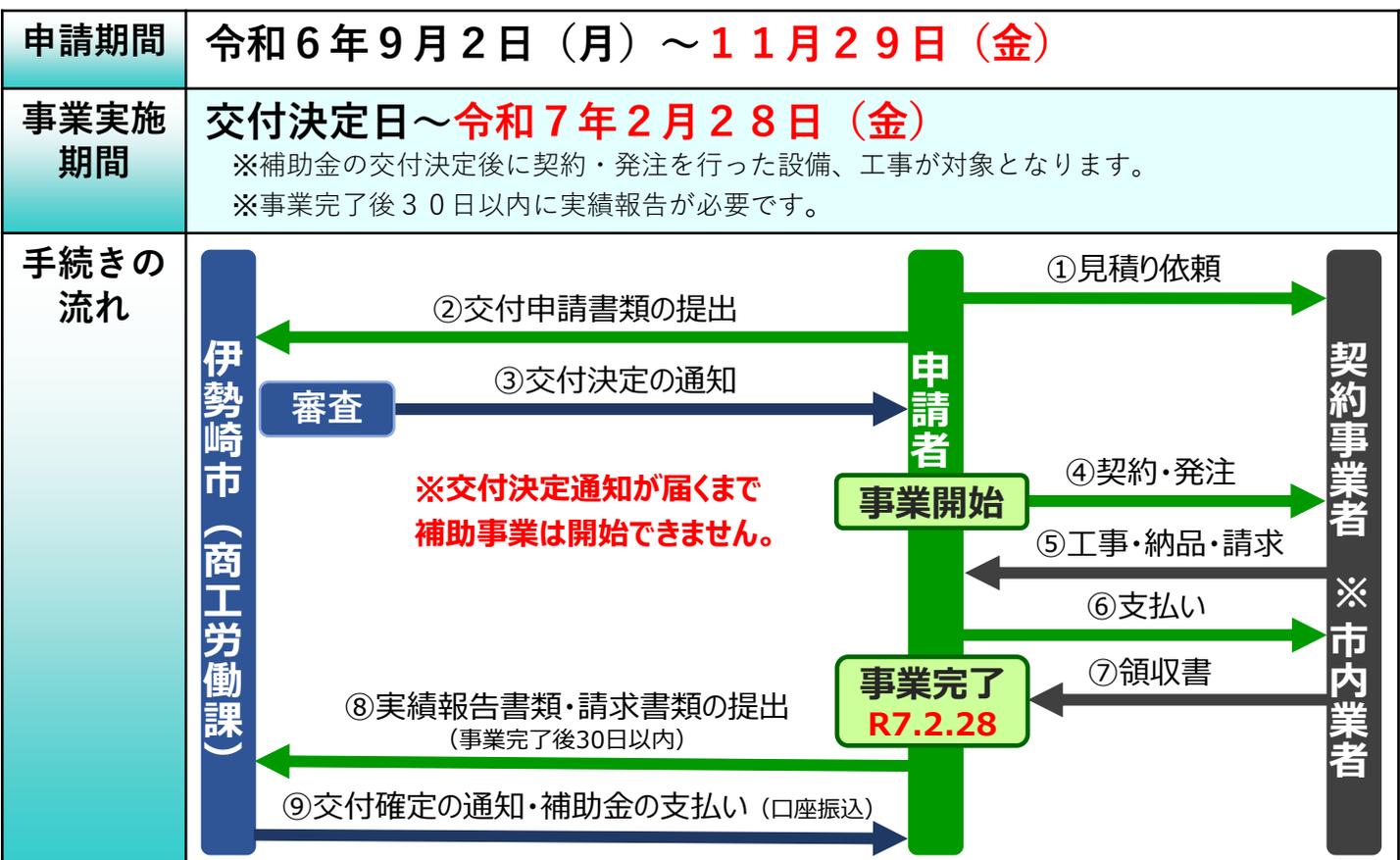
## 問合せ・申込み先

問合せ・申込み先 ※窓口へ直接提出してください

伊勢崎市役所 産業経済部 商工労働課（北館2階）

TEL 0270-27-2754 / Eメール shoukou@city.isesaki.lg.jp





- |      |  |   |
|------|--|---|
| 提出書類 | <p>【交付申請】※窓口へ直接提出</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>交付申請書 (様式第1号)</li> <li>補助事業内容説明書、事業収支予定内訳書 (様式第1号別紙1、別紙2)</li> <li>補助対象経費に係る見積書の写し</li> <li>補助対象経費に係る補足資料<br/>(設備のカタログ、仕様書、設計書、設備更新の場合は既存設備の写真等)</li> <li>個人事業主：国民健康保険証の写し<br/>法人：登記事項証明書の写し又は登記簿謄本の写しもしくは抄本の写し<br/>(申請日から3か月以内に発行されたもの)</li> <li>個人事業主：直近の確定申告書第1表の写し<br/>法人：直近の法人事業概況説明書の写し</li> <li>市税に滞納がないことを証明する書類<br/>(市税の完納証明書)</li> <li>実施地が市内に存在することが分かる書類 (実施地の住所が記載されているウェブサイトを印刷したもの等)</li> </ol> <p>※その他追加で書類を求める場合があります。</p> | <p>【実績報告】※窓口へ直接提出</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>実績報告書 (様式第6号)</li> <li>補助対象経費に係る請求書及び領収書又は支払を証明する書類の写し<br/>※請求書と領収書等どちらの提出も必要です。</li> <li>補助事業等の実施状況を示す書類<br/>(施工箇所の写真、導入設備等の写真)</li> <li>自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し<br/>(対象設備が電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車の場合)</li> <li>電力会社との協議内容が分かる書類<br/>(対象設備が太陽光発電設備又は蓄電池の場合)</li> </ol> <p>※その他追加で書類を求める場合があります。</p> <p>-----</p> <p>【補助金請求】※実績報告と併せて提出</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>交付請求書 (様式第8号)</li> <li>振込先口座が分かる通帳等の写し<br/>(カタカナ名義等が記載されている見開きページの写し)</li> </ol> |
|------|--|---|

- |      |  |
|------|--|
| 対象経費 | <ol style="list-style-type: none"> <li>設備導入経費：事業の実施に必要な設備及び備品の購入に係る経費<br/>※消耗品等は除きます。設備設置に係る経費を対象に含みます。</li> <li>撤去処分費：更新後の既存設備の撤去又は処分に係る経費</li> </ol> <p>※上記に該当する場合であっても、次に該当する経費は補助対象となりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本事業の目的に合致しないもの</li> <li>必要な経費書類を用意できないもの</li> <li>消費税等の公租公課</li> <li>補助金の交付決定以前に着手したもの</li> <li>国、県又は市が実施する他の補助制度の対象となるもの</li> </ol> |
|------|--|